

「横浜市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則」の
一部改正について～皆様の御意見を募集します～

1 趣旨

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）は、動物取扱責任者証（以下「責任者証」という。）の交付や動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づく動物取扱責任者研修（以下「研修」という。）の受講方法等を定めたものです。

現行、研修受講時に責任者証の提示を求めています。研修のオンライン化に伴い、研修の受講手法について整理（責任者証の廃止）します。

2 改正の概要

(1) 責任者証の廃止

第一種動物取扱業の登録時に交付していた責任者証については、研修の受付時に提示を求めていましたが、研修のオンライン化に伴い、提示が不要になったため廃止します。（第7条）

(2) その他

現行、法施行規則（平成18年環境省令第1号）第10条第3項ただし書の規定により、横浜市長が開催する研修に代えて、神奈川県知事、川崎市市長又は相模原市長が開催する研修を動物取扱責任者に受講させることができることとなっていますが、横須賀市長が開催する研修を新たな対象に追加します。（第8条第3項）